

(R2.9/4 作成)

令和2年度江南市プレミアム付商品券「藤花ちゃんプレミアム商品券」取扱要項

江南商工会議所

1. 発行総額 7億5,750万円(販売総額5億500万円)
2. プレミアム率 50%
3. 商品券有効期間 令和2年10月26日(月)～令和3年 1月31日(日)
4. 商品券販売期間 1次販売:令和2年10月15日(木)～令和2年11月 6日(金)
※販売期間を過ぎて、販売総額に満たない場合、令和2年12月8日(火)から先着順で、市内外問わず購入可能で、なくなり次第終了
(ただし、購入限度数は、1次販売の残数により調整します)
5. 発行内容
 - ・販売冊数 101,000冊
 - ・商品券1冊7,500円(購入金額5,000円)
 - ・額面500円券15枚を1冊として販売。 <<内訳>>
 - ア. 全店(取扱店すべてで利用できる)共通券
 5,000円分(500円券×10枚)
 - イ. 中小店(店舗面積が1,000㎡未満の店舗)専用券
 2,500円分(500円券×5枚) (注)市内に複数店舗のある事業所は、複数店舗の総売場面積が1,000㎡以上の場合は、各店舗とも大型店として扱うため全店共通券のみの使用となります。
 - ・江南市内の店舗で江南商工会議所に登録している取扱店で使用可能。
6. 実施場所 江南市内
7. 取扱店の参加資格
 - (1)商品券を取り扱う事業所は、江南市内で営業する商店等(以下取扱店)で、この事業の取扱事業所登録の申請のあった事業所とする。
 - (2)申請は、募集期間内を原則とするが、申込者が取扱店一覧の広告等に掲載できないことを承知した場合は、この限りではない。
 - (3)次の①から④に該当する事業所は除く。
 - ①射幸心をそそる恐れがあるマージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、性風俗関連特殊営業店。
 - ②暴力団等の反社会勢力が関係する店舗。
 - ③江南市外の店舗。
 - ④その他商工会議所が別に定める業種に属する店舗。
8. 商品券の使用対象にならないもの
 - (1)有価証券、切手、印紙、たばこ、ギフト券、プリペイドカード、図書券、各種金券など換金性の高いもの
 - (2)電子マネーへのチャージ、代引きサービスに係る料金、収納代行に係る料金
 - (3)電気、ガス、水道、公共サービス料、NHK受信料など公共料金
 - (4)税金
 - (5)現金との換金、金融機関への預け入れ
 - (6)その他、江南商工会議所が適切ではないと認めるもの

9. 取扱店禁止事項

下記の禁止事項を行うことにより、取扱店の不正等が発覚した場合は、直ちに取扱店を取り消すとともに、商品券の換金ができなくなるものとする

- (1) 商品券のコピー等偽造すること。
- (2) 商品券を他へ交換・譲渡及び売却すること。
- (3) 取扱店が自ら購入した商品券を、自店の売上としてそのまま換金すること。
- (4) 取扱店は、使用者が使用した商品券を、再び使用すること。
- (5) その他商品券事業の目的に反する行為を行うこと。

10. 商品券の取扱注意事項等

取扱店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱店はポスター及びのぼりを店頭が目立つ場所に表示する。
- (2) 取扱店は商品券使用者に対し、券面記載相当の額の物品の販売及びサービス等の提供を行う。
- (3) 商品券を受け取った場合は、再流通を防止するため、登録申し込み時に登録した取扱店のゴム印もしくは印鑑を裏面に押印して取扱店舗名・代表者名を記入する等の処理を行う。
- (4) 商品券の換金額は、額面どおりとし、取扱店の負担金はない。
- (5) 商品券の支払いに対し、釣銭は返さない。
- (6) 商品購入やサービス等に使用される商品券が、明らかに偽造商品券であることを発覚した場合は、受け取りを拒否する。また、すでに受け取った商品券が、明らかに偽造である場合は、取扱店の負担とする。
- (7) 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は、取扱店の負担とする。
- (8) 取扱店は、取扱事業所登録申請書にてあらかじめ金融機関の口座を登録する。
- (9) 商品券有効期間中の脱退は認めない。
- (10) お客様とのトラブルに関して、江南商工会議所は一切関与いたしませんので各取扱店にて適切な対応をする。

11. 登録及び申込み

- (1) 藤花ちゃんプレミアム商品券の取扱店としての登録は、[7 取扱店の参加資格]の資格要件に該当するかをご確認のうえ、登録申請書・誓約書に必要事項をご記入のうえ、振込先口座の口座番号が確認できる書類(通帳のコピー等)を添付して頂き、令和2年9月10日(木)までに江南商工会議所まで郵送もしくは持参してください。
- (2) 市内に複数店舗を営業する事業所は、店舗ごとに登録をする。
- (3) 取扱店として登録された事業所は、一覧表で掲載し、周知する。
- (4) 申込みは募集期間内を原則とするが、申込者が取扱店一覧の広告等に掲載できないことを承知した場合は、この限りではない。ただし、最終締め切りは、10月30日(金)とする。

※取扱事業所登録申請書・誓約書は、江南商工会議所のホームページからもダウンロードできます。

12. 換金手続き

(1) 取扱店が商品券を換金する場合の窓口は、江南商工会議所が依頼した江南市内の金融機関のなかから取扱店が指定する金融機関の窓口へ持参し、換金手続きをする。

※取扱店の換金依頼期間は、下記期間の平日の午前9時～午後3時とする。ただし、金融機関によっては休憩時間がある場合もありますのでご了承ください。

(2) 申込時に登録している取扱店のゴム印もしくは印鑑を商品券の裏面に押印して、取扱店舗名・代表者名を商品券の裏面に記入する等の処理と、取扱店登録証を呈示したうえで、必要事項を記入した換金依頼書とともに提出する。

※使用済商品券は、券種(全店共通券・中小店専用券)ごとに、輪ゴムにてまとめてください。

(3) 換金依頼の開始日は、令和2年11月2日(月)からとなります。

換金依頼の最終日は、令和3年2月10日(水)となります。

(4) 支払方法

ア. 原則、口座振込とする

イ. 換金サイクルは下記のとおりとする。

(5) 換金手数料 取扱店の負担はなしとする。

(6) 換金指定金融機関名

三菱UFJ銀行江南支店、愛知銀行江南支店・江南西支店、大垣共立銀行江南支店、十六銀行江南支店、中京銀行江南支店、名古屋銀行江南支店、いちい信用金庫江南支店・西江南支店・布袋支店、岐阜信用金庫江南支店・東江南支店、東春信用金庫江南支店、東濃信用金庫江南支店

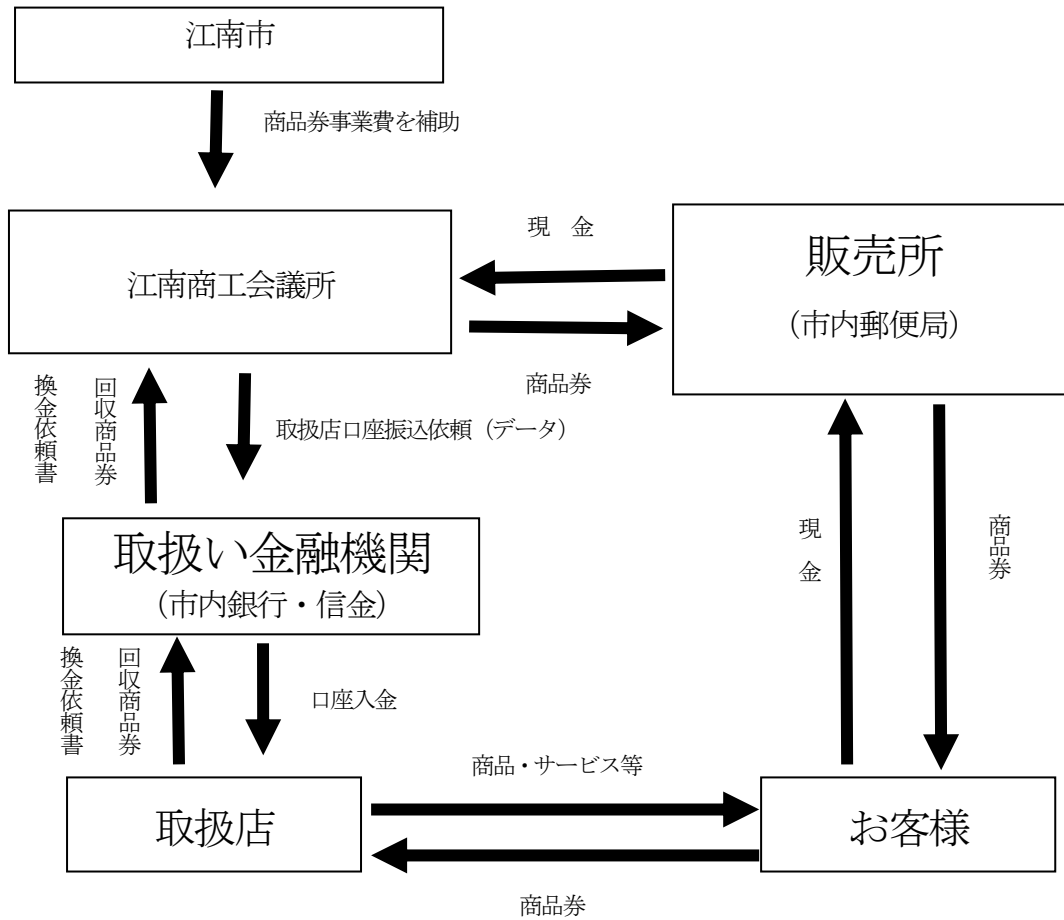
《金融機関による換金サイクル》

※取扱店が指定した金融機関の口座へ、換金依頼書の提出日から営業日5日後までに振り込むこととする。

※年末年始は、各金融機関が休みの場合は、換金依頼は受け付けしません。

※換金依頼期間が過ぎたものについての換金依頼は受け付けしません。

◆令和2年度江南市プレミアム付商品券事業の流れ



受付NO. _____

令和2年度江南市プレミアム付商品券「藤花ちゃんプレミアム商品券」

取扱事業所登録申請書兼換入金先金融機関届出書

令和 2年 月 日

江南商工会議所 御中

カナ 商店名 (事業所名)	広告等の案内に掲載する商店名が違う場合は、屋号のみご記入ください。 【 】				
	カナ 代表者名		印		
所在地	〒483- 江南市				
連絡先	TEL		FAX		
	Email				
主要取扱品名					
業種 (該当するものに○)	建設 小売 卸売 飲食 サービス その他()				
店舗面積 (該当するものに○)	(1,000㎡未満)・・・中小店舗		(1,000㎡以上)・・・大型店		
換入金先 金融機関名	銀行 信用金庫/支店名	銀行 信用金庫 / 店			
	カナ 口座名義人				
江南市内に店舗が 有る金融機関に限る。 取扱出来る金融機関については 商工会議所事務局へ お問合せ下さい。	預金種別	普通 ・ 当座			
	口座番号				

※振込先の確認として口座番号がわかるもの(通帳の表紙のコピー等)とともに提出してください。

※江南市プレミアム付商品券事業誓約書とともに提出してください。

※複数店舗がある場合は、1店舗ごとでお申し込みください。

※この申込書並びに誓約書で得た個人情報は、本事業の目的以外のことには使用いたしません。

・使用済商品券の裏面に押印するゴム印もしくは
印鑑の登録(換金の際、照合します。)

【事務局処理欄】

--

確認者	処理者	受付者

令和2年度「江南市プレミアム付商品券」事業 誓約書

年 月 日

江南商工会議所 御中

〒 ー

住 所

事業所名

代表者名



「江南市プレミアム付商品券」事業の主旨に賛同し、取扱いに関しては、江南市プレミアム付商品券「藤花ちゃんプレミアム商品券」取扱要項ならびに法令を遵守するとともに、暴力団、暴力団員、暴力団の準構成員もしくは関係者、暴力団関係法人でないことを誓約いたします。

また、誓約したにもかかわらず下記の禁止事項の行為を行った場合は、江南市プレミアム付商品券「藤花ちゃんプレミアム商品券」取扱要項に定める取扱店の取消し並びに商品券の換金ができなくなることについては異議を申し立ていたしません。

(取扱要項の 第9条取扱店禁止事項より)

9. 取扱店禁止事項

下記の禁止事項を行うことにより、取扱店の不正等が発覚した場合は、直ちに取扱店を取り消すとともに、商品券の換金ができなくなるものとする

- (1) 商品券のコピー等偽造すること
- (2) 商品券を他へ交換・譲渡及び売却すること
- (3) 取扱店が自ら購入した商品券を、自店の売上としてそのまま換金すること
- (4) 取扱店は、使用者が使用した商品券を、再び使用すること
- (5) その他商品券事業の目的に反する行為を行うこと